



倫 理 規 程



株式会社 馬 渕 商 事

社是

感謝

報恩

人の和

経営理念

私達の仕事は

おいしい食事の提供

感じのよいサービスの提供

快適な生活環境の提供

を通じてお客様に満足していただくことです

そのために私達は

常に生き生きしていること

いつもあるべき姿を求めること

卑しくないこと

を心掛け常に現場に立ちかえり

あくなき向上心と旺盛な行動力をもって

仕事に立ち向かいます

そして私達は

お客様に

取引先に

地域社会に

信頼され発展する誠実な企業を目指します

倫理規程の制定について

馬渕商事は、創業時より「他人様(ひとさま)のお役に立ちたい」「食事作りを通じて社会に貢献したい」の思いを「温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、心を込めて」に託し、お客様に真心込めたサービスを提供してきました。馬渕商事はその対価として、お客様から大きな喜び、大きなご満足をいただき、今日まで成長し続けています。

生活サービス提供企業でもある馬渕商事は、社会における単なる一企業ではなく、常に社会全体を見渡し、多種多様なニーズの変化に対応するとともに、社会の進化に適応する企業であり続けなければならないと考えています。

馬渕商事が大切にしている、おいしい食事の提供・感じの良いサービスの提供・快適な生活環境の提供は、「安全だから安心である」との考えに基づくものであり、この事については絶対に妥協は許されません。

そして馬渕商事は、「安全・安心」の取り組みに全力を傾注し、社是・経営理念を具現化するために、また、社会から必要とされる企業であり続けるために、誠心誠意、業務に取り組みます。

今後とも馬渕商事は、「現場第一主義」を旨とし、創業以来半世紀を超える歴史の中で、諸先輩の皆様方が営々と培ってきた経験を踏まえ、お客様、取引先および地域社会から愛される企業を目指し、最上の品質・サービスを提供するため、真摯に仕事に立ち向かいます。

馬渕商事は、社是である「感謝・報恩・人の和」を常に念頭に置き、給食事業におけるスペシャリストとしての自覚と誇りを持ち、この倫理規程を遵守しながら、輝かしい未来に向けて日々の業務を遂行することをここに誓います。

平成 28 年 10 月 1 日

代表取締役

馬渕 祥正

目 次

第1章	基本原則	5
第2章	お客様との関係	6
第3章	取引先との関係	6
第4章	安全衛生関係	7
第5章	地域社会との関係	7
第6章	従業員との関係	8
附則		8

倫理規程

第1章 基本原則

第1条（総則）

株式会社馬淵商事(以下、「当社」という)の定める倫理規程(以下、「当規程」という)に基づき、遵守すべき事項を以下に定める。

第2条（目的）

当規程は、当社が旨とする倫理について必要な事項を定め、公平かつ中立的な観点よりこれを運用する事を目的とする。

2. 当規程は、当社の従業員が、自らの仕事に対する自覚と誇りを持ち、品位ある言動をとる事を目的とする。

第3条（役員および従業員の責務）

当社の役員および従業員（以下、両者を併せて「従業員」という）は、当規程の趣旨を充分理解し、あくなき向上心と旺盛な行動力をもって社是・経営理念を具現化することが自らの責務であることを認識のうえ、業務に従事すること。

2. 当社の役員および管理職（課長・副支店長・調査役以上の従業員）は、自らが手本となるような言動を心掛け、他の従業員に対し、当規程を周知徹底すること。
3. 従業員は、互いに尊重しあい、思いやりと助け合いの精神に基づき、快適な職場環境の実現と社業の発展に努めること。
4. 従業員は、業務開始に先立ち、手洗い・うがいを始め、衛生面・体調管理に関する必要な手当を済ませておくこと。
従業員は、常に清潔な状態を保つこと。
従業員は、万一、伝染病・感染症に罹患したときは出勤せず、速やかに上長に報告すること。また、家族が罹患したときも速やかに上長に報告し、その指示を仰ぐこと。
5. 従業員は、当社の事業特性に鑑み、生の二枚貝（ただし牡蠣^{かき}については加熱状態でも不可）、生肉等の禁止食材を摂取しないこと。
6. 従業員は、取引先企業等に対し、金品等を要求しないこと。自己の地位や職務上の立場を利用して接待等を要求しないこと。また、不適切な贈与を行わないこと。
7. 従業員は、自らの言動が法令・社会規範・社会的良識に沿ったものであるかを常にチェックするとともに、節度ある言動をとること。
8. 従業員は、お客様に対して公平に接し、常に親切で丁寧なサービスを心掛けること。
9. 従業員は、組織的・個人的な事象を問わず、法令違反行為を見聞したときは総務部

あて速やかに通報すること。

第4条（法令遵守）

当社は、事業活動を行うにあたり、全ての関係法令を誠実に遵守するとともに、社会規範や社会的良識に従って行動する。

第5条（規程違反への対応）

当社は、当規程に違反する重大事象が発生したときは、社長を筆頭に全社を挙げて事象の調査・対応または解決に当たり、発生原因の解明・再発防止の実施に努める。

2. 当社は、前項の重大事象については、社内・社外を問わず、可能な限り迅速かつ適切に情報公開を行ない、その説明責任を果たす。
3. 当社は、前第1項の重大事象に関与した従業員を、就業規則および契約社員等就業規則にもとづき厳正に処分する。

第2章 お客様との関係

第6条（お客様への対応）

当社は、当社と取引する全てのお客様に対し、誠意を込めて親切で丁寧な態度で接する。

第7条（業務品質の維持）

当社は、常にお客様の立場や気持ちに沿って行動し、お客様に喜ばれるおいしい食事・感じのよいサービス・快適な生活環境を提供し、業務品質の不断の向上に努める。

第8条（問題への取り組み）

当社は、当社が提供するサービスに関し、お客様との間で問題やトラブル等が発生したときは、迅速かつ誠実に対応する。

第9条（顧客情報の管理）

当社は、業務上取得した顧客情報については、業務上必要とする範囲内のみにて使用することとし、また、社外に流出・漏洩したり、紛失・消失することのないよう適正かつ厳正に管理する。

第3章 取引先との関係

第10条（取引先との関係性）

当社は、取引先との適正な関係を重視し、互惠関係の醸成を通じ、緊密な信頼関係を構築する。

2. 当社は、取引先に対し、金品の要求や利益供与等を一切行わない。

第11条（取引先からの取得情報）

当社は、事業活動により取得した取引先の情報については、営業機密情報として取り扱い、適正かつ厳正に管理する。

第4章 安全衛生関係

第12条（安全衛生への取り組み）

当社は、別に定める安全衛生基準に基づき、お客様の安全と健康を担保するとともに、各種関係法令に基づき、建造物その他施設・設備等に対し、必要な安全・衛生対策を可能な限り講じる。

第5章 地域社会との関係

第13条（誠実な事業活動）

当社は、事業活動に際しては、同業他社等と公正かつ自由な競争を行い、取引先から信頼される企業を目指す。

2. 当社は、事業活動においては、常に誠実を旨とし、背信行為や不正手段に基づく取引を一切行わない。

第14条（反社会的勢力との関係）

当社は、社会の安寧や健全な企業活動を阻害する等の反社会的勢力に対し、利益供与を一切行わない。

2. 当社は、反社会的勢力との取引を一切行わない。

第15条（当社情報の提供）

当社は、必要性や状況に応じて、お客様・取引先・株主等の利害関係者に対し、当社の情報を適宜提供する。

第16条（社会貢献への取り組み）

当社は、地域社会の一員として、清掃活動や地域懇親活動への参加を始めとする社会貢献活動に積極的に取り組む。

第17条（環境活動への取り組み）

当社は、可能な限り、食品廃棄物や残渣の低減に努め、地球環境に優しい事業活動やサービスの提供に取り組む。

2. 当社は、ISO14001 に沿った環境活動に真摯に取り組む。

第6章 従業員との関係

第18条（従業員の人権尊重）

当社は、従業員の人権を尊重し、従業員に対し、人種・国籍・思想信条・宗教・門地・身体障害・年齢・性別・配偶者の有無・性的指向その他業務遂行とは無関係の理由による処遇上の差別を一切行わない。

2. 当社は、従業員一人一人の個性や能力を可能な限り尊重のうえ、人員配置を行う。

第19条（ハラスメント行為および類似行為の禁止）

当社は、従業員同士や第三者に対するセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等のハラスメント行為のみならず、就業規則・契約社員等就業規則の趣旨に反する類似行為についても禁止する。

第20条（従業員の幸福の追求）

当社は、従業員が安心して就業できるよう、職場環境の整備や人事制度・福利厚生制度の整備を通じ、従業員の精神的・時間的・経済的な豊かさと幸福の追求に努める。

第21条（社内情報の管理）

当社は、取得した顧客情報や従業員に関する個人情報、社内で使用している文書および営業機密情報(以下、「社内情報」という)を適正かつ厳正に管理する。

2. 従業員は、社内情報を適正に取り扱い、業務上取得した社内情報を漏洩しない。
3. 当社は、従業員が、社内情報を社外へ持ち出す事を禁止する。
4. 当社は、従業員が、在職中および退職後においても、業務上取得した社内情報を第三者に公開する事を禁止する。

第22条（内部通報者の保護）

当社は、従業員から、法令違反行為を見聞したとの通報や相談を受けたときは、速やかに事実関係を調査し、場合によっては当社のホームページ等を通じ情報公開する。

2. 当社は、前項の通報者に対し、不利益的な扱いを一切行わない。

附 則

(施行日)

本規程は、平成28年10月1日から施行する。